

令和4年6月10日

令和4年第2回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年6月10日 開会

令和4年6月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年6月10日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和4年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和4年6月10日(金)

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和4年6月10日～6月16日(7日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	7番 澤 本 幹 男 議員 会議録署名議員の指名 8番 小 峰 陽 一 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	原案承認
7	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
8	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第6号))	原案承認
9	報告第1号	令和3年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について	—
10	議案第36号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第37号	奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一 部を改正する条例	原案可決
12	議案第38号	おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関 する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第39号	南平熊沢線道路新設工事請負契約について	原案可決
14	議案第40号	氷川国際釣場施設改修工事請負契約について	原案可決
15	議案第41号	ポンプ自動車購入契約について	原案可決

日程	議案番号	議 案 名	結 果
16	議案第 42 号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
17	議案第 43 号	令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決

(午後 2 時 35 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 4 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

7 番 澤本幹男議員、

8 番 小峰陽一議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 3 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 12 番、原島です。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和 4 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 3 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果をご報告いたします。

はじめに、本定例会の会議であります、本日から 6 月 16 日までの 7 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 12 件であります。本日 1 日で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付はございませんでしたので、常任委員会の開催はございません。

次に、一般質問であります、本会議 2 日目の 16 日に行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようにご協力をお願いいたします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 33 号から議案第 35 号の専決処分の承認を求めることについての 3 議案は、それぞれ単独上程の上、採決は、即決と決定しております。

次に、報告第 1 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての

報告があります。

次に、議案第 36 号から議案第 38 号までの 3 議案については、それぞれ単独上程の上、採決は、即決と決定しております。

次に、議案第 39 号から議案第 41 号までの 3 議案については、単独上程の上、採決は、即決と決定しております。

なお、3 議案につきましては、契約案件ですので、企画財政課長の概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 42 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては、無記名投票と決定しております。

次に、議案第 43 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）については、単独上程とし、採決は、即決と決定しております。はじめに副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 7 日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 7 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和4年第2回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たりまして一言挨拶をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する事項ですが、東京都においては、3月の22日から続いたリバウンド警戒期間について新規感染者状況や医療提供体制を踏まえ、5月22日をもって終了したものの、引き続き、こまめな換気や3密の回避、また、マスク着用や手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけている状況であります。

町においては、町民皆様の健康を第一に考え、また、町内の感染拡大を防ぐために、苦渋の決断ではありましたが、8月13日に開催を予定しておりました奥多摩納涼花火大会の中止を決定したところであります。

町民皆様、事業者皆様には、この2年以上にわたり様々な感染予防対策にご理解、ご協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。特に、医療をはじめ、介護、障害、保育などの福祉サービス従事者や事業者の皆様には、感染防止に徹して日夜業務に当たられていることに対しまして敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

今後も厳しい状況が続き、大変なご不便をおかけすることとなりますが、町といたしましても引き続き、町民皆様、議員皆様並びに事業者皆様、関係機関と一体となって感染防止、感染拡大防止を徹底してまいり所存でありますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

一方、3回目のワクチン集団接種につきましては、町民皆様、関係機関等のご協力のもと、2回目の小児接種と併せて5月7日をもって無事に終了いたしました。今後、60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患を有する方を対象とした4回目接種を予定しており、実施に当たっては、接種を希望される町民皆様が安全で安心して接種できるよう万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、昨年12月にJR東日本が出資して設立した「沿線まるごと株式会社」では、無人駅から地域イノベーションを起こす新拠点として鳩ノ巣駅を改修し、今月1日に「沿線まるごとラボ」を開設しました。今後、「沿線まるごと株式会社」の本社事務所として活用されるほか、地域住民や地域事業者と連携した上で、まだコンテンツ化されていない魅力的な地域資源を共に発掘、編集し、地域イノベーションを創出する研究所機能を有するとともに、「沿線まるごとホテル」のフロント機能の役割も果たしていくとのことです。

町といたしましても空家の活用や新しい滞在型観光、特に、冬場の観光の創出、また、地域の活性化へ向け、引き続き連携を図ってまいります。

次に、住民と行政の協働により地域が自立できるまちづくりを目指し、誰もが住みたくなる、心通うまちを実現するために設置した奥多摩町まちづくり委員会では、本格的な観光シーズンを控え、近年、町内においても顕在化している観光ゴミの放置や河川、山岳事故などの問題に対して町が国立公園内であることの認識、また、自身の行いを見つめ直してもらうため、「考えて、守ろう。緑と青の国立公園」と題し、観光マナーアップ啓発事業を実施しております。

この取組の第1段階として、マナーアップを呼びかけるポスターやステッカーを作成し、町内外の事業所等に掲示していただいております。今後も賛同いただける方に順次配布してまいります。また、JR東日本八王子支社にご協力いただき、各駅にポスターを掲示していただく予定となっております。本日、議員皆様の机の上に、このステッカーを配布させていただきましたので、ご活用いただければというふうに思っております。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第33号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、公益社団法人及び公益財団法人に係る町民税寄附金税額控除の経過措置の終了、固定資産税の負担調整措置及び特例の拡充、延長並びに固定資産課税台帳の交付等に関し、DV被害者等に対する支援措置を可能にすること等について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備したものです。

議案第34号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の課税限度額を改めるため、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備したものであります。

議案第35号 令和3年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）の主な内容につきましては、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金等の諸交付金並びに特別交付税や市町村総合交付金等の額の確定に伴い、庁舎建設基金及び減債基金等への積み増しを行ったものです。

この議案第33号から議案第35号までの3議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第1号 令和3年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、住民記録システム改修事業について令和4年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき、繰越しを行いましたので、そのご報告をするものです。

議案第36号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免について、令和4年度においても令和3年度に引き続き減免を行うものです。

議案第37号 奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、奥多摩病院の病床数を変更するため、規定を整備するものです。

議案第38号 おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、燃料費や物価の高騰等に伴い、奥多摩温泉「もえぎの湯」の利用料金を改定するため、規定を整備するものです。

議案第39号 南平熊沢線道路新設工事請負契約について、議案第40号 氷川国際釣場施設改修工事請負契約について、議案第41号 ポンプ自動車購入契約についてまでの3議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第42号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、令和4年6月19日をもって任期満了となる固定資産評価審議委員会委員、山宮敏夫氏の後任として再び同氏を選任するため、議会の同意を求めるものです。

議案第43号 令和4年度奥多摩町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在執行しております令和4年度一般会計予算の補正予算案となります。

以上、専決処分3件、報告1件、条例の一部改正3件、契約案件3件、委員の選任の同意を求める案件が1件、補正予算案1件の計12件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、この新型コロナウイルス感染症との闘いは今後も続いてまいります。基本的な感染予防対策を徹底することは勿論のこと、これまで積み重ねてきた対応や経験を活かし、各対策における成果や課題を整理した上で、関係機関と連携しながら、今後も感染症対策を講じてまいります。

本日、訪日客、インバウンドの受入れ、そして、東京都の「もっとTokyo」の都民割も再開されるとのことでございます。引き続き、町民皆様、議員皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げまして、令和4年第2回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。
○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第33号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認を求めますのでございます。

次のページをお開きください。令和4年専決第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、専決するものです。

今回の主な改正内容につきましては、先程町長から説明があったとおりでございます。条例改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。タブレット5ページの新旧対照表をお願いいたします。

最初の寄附金税額控除第33条の7につきましては、寄附金税額控除に係る経過措置の終了に伴う改正で、公益社団法人及び公益財団法人に移行する前の民法法人につきまして平成26年度から移行期間の7年が経過したことから、第1号オの下線部分を削除するものです。

次の法人の町民税の申告納付第47条につきましては、第9項及び次ページの第15項の下線部分につきまして、法改正に伴い、引用する条項を改めるものでございます。

次に、固定資産税課税台帳の閲覧の手数料第73条の2及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料第73条の3では、下線部分のとおり、法第382条の2及び382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを供覧に供することができることとする旨の記述を追加するもので、DV被害者等に対する支援措置として、固定資産課税台帳に記載されている事項につきまして台帳の閲覧及び証明書の交付等により、生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合等においては、台帳の閲覧及び証明書の

交付を行う際に記載事項に一定の措置を講じることができることとすることが明確化されたものです。

次に、附則になります。法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、附則第 8 条の 2 につきましては、わがまち特例に係る規定について法改正に合わせ改正するもので、第 2 項で下水道除外施設の課税標準を「4 分の 3」から「5 分の 4」に改めるとともに、適用期限を 2 年延長するもので、第 3 項から次の 7 ページの第 12 項までの下線部分につきましては、法改正に伴い、引用する条項を改めるものでございます。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告附則第 8 条の 3 におきましては、省エネに関する改修を行った既存住宅に係る減額措置の拡充等に伴い、第 8 項及び次のページ第 10 項におきまして対象を拡充するための文言整理を行うものです。下線部分の一例を申しますと、「熱損失防止改修住宅」とあるのを「熱損失防止改修等住宅」と「等」を追加するものでございます。

法律自体の改正内容につきましては、対象を平成 20 年 1 月 1 日以前に所在する住宅から平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅に拡充し、適用期限も 2 年間延長するとともに、太陽光発電装置及び高効率空調機器等の設置工事も対象に加える等の改正となっております。

次に、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例第 10 条では、土地に係る固定資産税の負担調整につきまして激変緩和の観点から、下線部分のとおり、商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、課税標準額の上昇幅を評価額の現行 5 % から 2.5 % に改めるものでございます。

最後に、9 ページの附則といたしまして、第 1 条施行期日でございますが、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。第 2 条固定資産税に関する経過措置でございますが、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第 2 項令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条の第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることにつきまして提案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 33 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 33 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 33 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 33 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 33 号については、承認されました。

次に、日程第 7 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 加藤 芳幸君 登壇]

○住民課長(加藤 芳幸君) 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして提案のご説明を申し上げます。タブレット 10 ページをお願いいたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりご報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。令和 4 年専決第 3 号、専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明を申し上げます。

理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、専決するものです。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額につきまして地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことから、基準を改めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。13 ページの新旧対照表をお開きください。

第2条課税額では、法改正に合わせ、第2項の基礎課税額の下線部分の限度額を「63万円」から「65万円」に改めるもので、次の第3項後期高齢者支援金等課税額につきましても下線部分の限度額を「19万円」から「20万円」に改めるものでございます。

次に、第20条国民健康保険税の減額では、第2条の改正により、限度額「63万円」を「65万円」に改めることから同様に額を改め、後期高齢者支援金に係る課税限度額につきましても同様に「19万円」から「20万円」に改めるものでございます。

次の附則第4項では、次の14ページの下線部分につきまして条例改正に伴い、引用する条項を改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項施行期日でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項適用区分でございますが、この条例による改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして議案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第34号の質疑を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

今回の改定を受けて保険税が引き上がる方はどのようなケースの方が該当するのか。また、奥多摩町ではどのくらいの世帯の方が対象になるのか、教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤議員の質問にお答えします。

対象世帯なんですけども、いろんな所得の収入ない方で細かく変わってくる部分はあるんですけども、給与所得を一例で申しますと、その世帯の給与所得が、多分上限行くのは1,130万円以上、これは所得でございますので、給与控除後の所得なので、収入といたしましたらプラス200万弱ぐらい。千三百何十万という収入の方が給与ですと所得が1,130万円程度になる。そのぐらいの所得の方以上の世帯が対象という、基本的には数字があります。

また、奥多摩町の対象なんですけども、まず4年度の本年度は、これから7月に当初賦課なんで何とも言えないんですが、3年度、2年度等過去3年ぐらいで見ますと、基本的に、普通に会社勤めていれば社会保険なんで、給与所得者ですけど、国保に入っている方とい

うと自営業の方、それで毎年ほぼ該当される方は2件の方です。それプラス、その年だけ、例えば株式譲渡ですとか、土地の売買ですとか、臨時所得によって、その年の所得がそれを超えた方が毎年いる場合といない場合あるんですけども、ここ3年で言いますと、その年だけの方が3名ぐらい。合計で5件ぐらいの毎年的人数になっております。基本的に毎年該当しない所得の方は、3年度までですと2件という形となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

質問ではありませんので、今から言うことはご答弁必要ありませんが、一言意見を述べさせていただきます。

本議案は、2022年度の国民健康保険税の賦課限度額を決めるものですが、最高限度額は、基礎賦課分を2万円引上げ、63万円を65万円にし、後期高齢者支援金賦課分を1万円引上げ、19万円を20万円とするもので、合わせて3万円の引上げで85万円、介護納付金賦課分と合わせた限度額は102万円と過去最高額となります。

国保税の限度額は、毎年のように引上げられ、2008年度から2022年度の14年で68万から102万円と34万円もの引上げとなっています。引上げは、税収不足を補うためと中低所得者の負担軽減を図るためだと思っておりますが、殆どの世帯で所得の1割を超える重い国保税負担となっていることを見れば、加入者の中でやりくりをして穴埋めをするのは限界に来ているのではないかと思います。

消費税は社会保障のためと言いながら税率は10%になっているのに、国民健康保険税引下げのための国の補助金は一向に増えていません。賦課限度額の引上げではなく、国保にしかない均等割の廃止など、制度改革を図り、国の支出を抜本的に増やすべきです。

今回の改定では中低所得者の負担増となるものではないことから、反対するものではありませんが、国や都に対して国保制度の根本的な構造の問題解決を図ること、そして、国保への公的負担増を改めて求めていただきたいと述べ、意見いたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第34号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第34号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第34号について承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第34号については、承認されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第8 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

[副町長 井上 永一君 登壇]

○副町長(井上 永一君) 議案第35号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして提案のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により、その内容をご報告し、ご承認を求めらるるものでございます。

次のページの専決処分書をご覧ください。令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第6号)につきまして専決処分を行いました。

理由でございますが、都支出金等の交付決定により、予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものでございます。

タブレットの3ページ、補正予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,162万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,733万3,000円とするものでございます。

予算書の2ページをご覧ください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は59万2,000円を追加、自動車重量譲与税は271万2,000円を追加、森林環境譲与税は219万円を追加し、地方譲与税の計を5,879万4,000円に、利子割交付金は7,000円を減額し、利子割交付金の計を59万3,000円に、配当割交付金は125万3,000円を追加し、配当割交付金の計を425万3,000円に、株式等譲渡所得割交付金は328万5,000円を追加し、株式等譲渡所得割交付金の計を518万5,000円に、法人事業税交付金は778万3,000円を追加し、法人事業税交付金の計を898万

3,000 円に、地方消費税交付金は 18 万 2,000 円を追加し、地方消費税交付金の計を 1 億 2,218 万 2,000 円に、環境性能割交付金は 79 万 4,000 円を減額し、環境性能割交付金の計を 680 万 6,000 円に、地方特例交付金のうち、地方特例交付金は 281 万 8,000 円を追加、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は 524 万 6,000 円を計上し、地方特例交付金の計を 876 万 4,000 円に、地方交付税は 1 億 433 万 6,000 円を追加し、地方交付税の計を 21 億 8,164 万 6,000 円に、交通安全対策特別交付金は 51 万 7,000 円を追加し、交通安全対策特別交付金の計を 191 万 7,000 円とするもので、いずれも交付決定通知によるものでございます。

使用料及び手数料のうち、使用料は 22 万 4,000 円を減額し、使用料及び手数料の計を 1 億 3,890 万 7,000 円に、予算書の 3 ページをご覧ください。都支出金のうち、都補助金は、市町村総合交付金の交付決定により 1 億 668 万 7,000 円を追加、都委託金は、委託料の確定により 507 万 4,000 円を追加し、都支出金の計を 26 億 4,183 万 5,000 円に、財産収入のうち、財産運用収入は 5 万 6,000 円を減額し、財産収入の計を 4,216 万 1,000 円に、寄付金は 42 万 2,000 円を追加し、寄付金の計を 1,528 万 2,000 円に、繰入金は、基金繰入金で 8,040 万円を減額し、繰入金の計を 5,449 万 2,000 円に、諸収入のうち、町預金利子は 5,000 円を追加し、諸収入の計を 4 億 3,313 万 3,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、1 億 6,162 万 1,000 円を追加し、歳入の合計額を 73 億 7,733 万 3,000 円とするものでございます。

予算書の 4 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、地方交付税都支出金等の増額交付に伴い、各種基金に積み立てるなど、2 億 4 万 4,000 円を追加し、総務費の計を 13 億 9,526 万 2,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は、社会福祉基金積立金の減により 57 万円を減額し、民生費の計を 13 億 2,471 万 8,000 円に、農林水産業費のうち、林業費は、森林環境整備基金積立金の増により 219 万円を追加し、農林水産業費の計を 8 億 5,228 万 8,000 円に、商工費のうち、観光費は、観光施設使用料の減等により 32 万 2,000 円を減額し、商工費の計を 5 億 5,643 万 8,000 円に、土木費のうち、道路橋梁費は、財源組替えによるもので、予算の増減はなく、土木費の計は 12 億 2,736 万 7,000 円、教育費のうち、教育総務費は 14 万円を追加、小学校費及び中学校費は、財源組替えによるもので、予算の増減はなく、教育費の計を 5 億 8,877 万 1,000 円に、災害復旧費のうち、過年度災害復旧費は、災害復旧工事費の減により 3,511 万 9,000 円を減額し、災害復旧費の計を 2 億 7,425 万 3,000 円に、予備費は、予算調整により 474 万 2,000 円を減額し、予備費の計を 2,267 万 6,000 円とするもので、

今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1億6,162万1,000円を追加し、歳出の合計額を73億7,733万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第35号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第35号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第35号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第35号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第35号については、承認されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時5分より再開とします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9 報告第1号 令和3年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 報告第1号 令和3年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましてご説明をいたします。

本案件につきましては、去る3月に開会されました令和4年第1回奥多摩町議会定例会

におきまして議案第 16 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）としてご決定をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づく繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告するものです。

タブレット端末次のページをお開きください。令和 3 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名は、住民記録システム改修事業でございます。事業費総額を示す金額は 181 万 5,000 円で、翌年度繰越額も同額の 181 万 5,000 円であり、この財源内訳につきましては、現時点では未収入ですが、全額特定財源であり、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として国から補助金が交付される見込みです。

以上で、報告第 1 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、報告は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 10 議案第 36 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 大串 清文君 登壇〕

○福祉保健課長（大串 清文君） 議案第 36 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免について規定を整備する必要があるため、令和 4 年度においても令和 3 年度に引き続き減免を行うものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。タブレット 3 ページの新旧対照表をご覧ください。

附則第 6 条第 1 項の下線の部分を「令和 5 年 3 月 31 日」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で、議案第 36 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 36 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 36 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 36 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 36 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 36 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 11 議案第 37 号 奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。病院事務長。

[病院事務長 岡野 敏行君 登壇]

○病院事務長(岡野 敏行君) 議案第 37 号 奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、令和 4 年 4 月 1 日の診療報酬制度改定により、病院の施設基準が変更になったことに対応するため、病床数を 43 床から 41 床に変更しようとするものでございます。

奥多摩病院では平成 23 年度から一般病床 43 床で運営しており、令和元年度には、うち 6 床をリハビリが必要な高齢者など、入院期間が長期化する傾向のある患者に対応可能となる地域包括ケア病床に転換し、僻地の医療機関に必要となる回復期や在宅療養中の患者の受け入れや在宅復帰支援を積極的に行ってまいりました。今回の施設基準の変更により、地域包括ケア病床の基準が 3 か月に 6 人以上自宅等から緊急で入院した患者を受け入れることから、3 か月に 9 人以上自宅等から緊急で入院した患者を受け入れることに変更になりました。

この変更に対応するためには地域包括ケア病床の病床数を拡大する必要がありますが、地域包括ケア病床には、患者 1 名当たりの病床面積が 6.4 m²以上必要という規定がござい

ます。現在、一般病床の大部屋には 36 m²の 6 人部屋が 4 部屋ございまして、1 人当たり病床面積が 6 m²であります。そのため、そのうち 1 部屋を 4 人部屋に変更することで基準を満たし、地域包括ケア病床へ転換しようとするものです。この変更により、地域包括ケア病床は、4 人部屋 2 部屋と個室 2 部屋の計 10 床となり、病院全体では 43 床から 2 床減の 41 床となるものです。

条例改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明いたします。タブレットの 6 ページをご覧ください。経営の基本第 2 条第 3 項中の下線部分になりますが、「43 床」を「41 床」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 37 号の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 37 号の質疑を行います。2 番、森田紀子議員。

○2 番（森田 紀子君） 2 番、森田です。

現在の奥多摩病院様の稼働率、過去 6 か月の稼働率を教えてくださいませんか。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 2 番、森田議員のご質問にお答えいたします。

6 か月ですと、ちょっとデータがありませんので、申し訳ありませんが、年間の稼働率でご容赦いただきたいと思います。令和 3 年度につきましては、病床稼働率が 30.5%、前年の令和 2 年度につきましては 33.1%となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） 8 番、小峰です。

この資料だけでは、なぜ 43 から 41 にしなきゃならないという理由が全然分かんないね。今、説明聞いて初めて分かったんだけど、できればそういう説明が一緒に入っていると我々も理解しやすいんで、もし出来たら次回からそんなふうにしていただけるとありがたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 8 番、小峰議員の質問にお答えします。

議案の説明内容が不十分で申し訳ございませんでした。次回から改善いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

予算のときに20床という平均を聞いたんですけど、41になって、何か前、入院のことを聞いたら、先生に、看護師さんとかいろんな人がいないんで、結局20床しか出来ないんだよと聞いたんですけど、それは現状はどうなのかなと思って教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 7番、澤本議員のご質問にお答えします。

現在、医師数と看護師数については、医師が4名、看護師が13名、准看護師が1名の体制で定数を充足しておりますので、今のところ人員不足によって入院を受け入れられないという状況にはなっておりません。

令和3年度で言いますと、最大の入院患者が20名でございました。こちらについては一番少ないときで5名ということもありましたので、受け入れてないというよりは、現在こちらに運ばれてくる患者数が少ないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

今回の病床数削減によって病院の財政的な経営が少し苦しくなるということはないでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

今回の病床削減による影響でございますが、補助金の減少が約260万円見込まれますが、地域包括ケア病床に係る診療報酬の増が870万円見込んでおりますので、経営の悪化には繋がらないと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第37号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第37号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 37 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 37 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 12 議案第 38 号 おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

[観光産業課長 杉山 直也君 登壇]

○観光産業課長(杉山 直也君) タブレットの 7 ページをご覧くださいと思います。議案第 38 号 おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、燃料費や物価の高騰等に伴い、おくたまコミュニティセンターの利用料金を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

おくたまコミュニティセンター「もえぎの湯」では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、利用者の減少に加え、ウクライナ情勢などの影響を受け、原油価格や物価高騰による燃料費や原材料費の相次ぐ値上げにより、経営努力だけでは運営が厳しい状況であるため、利用料金の上限額を定め、その範囲内で町と協議の上、指定管理者が利用料金を定めることができるよう改正を行うものでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。10 ページの新旧対照表をお開きください。右側の旧の欄で、利用料第 5 条は、改正後の第 12 条として改めて規定するため削除し、第 6 条は、第 5 条を削除したことにより「利用者」を「センターを利用する者(以下「利用者」という。)」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号の「伝染病」を「感染症」に改めるもので、「第 6 条」を「第 5 条」とし、「第 7 条」を「第 6 条」とするものでございます。

第 8 条は、「き損又は亡失」を「毀損若しくは亡失」に改め、「第 8 条」を「第 7 条」とし、「第 9 条」を「第 8 条」とするものでございます。

第 10 条第 1 項は、所要の文言整理を、同条第 2 項は、読替え条文の整理を行うもので、

「第 10 条」を「第 9 条」とし、「第 11 条」を「第 10 条」とし、「第 12 条」を「第 11 条」とするものでございます。

改正後の第 11 条の次に次の 2 条を加えるものです。利用料金第 12 条第 1 項として「利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない」を加え、第 2 項として「前項の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、法第 244 条の 2 第 9 項の規定に基づき、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。」を加え、第 3 項として「第 1 項の利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させることができる。」を加えるものです。

次に、利用料金の減免第 13 条として「指定管理者は、町長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。」を加えるものです。

第 13 条から第 15 条を 1 条ずつ繰上げ、「別表（第 5 条関係）」を「別表（第 12 条関係）」へ改め、別表を次のとおり改めるものです。区分の 3 時間券の利用料金の上限額を、大人でございますが、1,000 円に、小人及び障害者 600 円とし、超過料金 1 時間を 300 円とし、足湯 1 回 200 円とするもので、足湯につきましては、本館の利用者は無料とするものです。

備考の 1 として「「大人」とは、中学生以上の者をいう。」、備考の 2 として「「小人」とは、小学生以下の者をいう。ただし、未就学児の利用料金は無料とし、保護者等同伴に限るものとする。」、備考の 3 として「「障害者」とは、都道府県知事が交付する身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳を有する者をいう。」とするものです。

附則といたしまして、この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 38 号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 38 号の質疑を行います。10 番、宮野亨議員。

○10 番（宮野 亨君） 10 番です。宮野でございます。

分かる範囲で結構でございますが、近隣のところで改定、料金値上げ等しているところがあればお聞かせ願えればと思いました。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10 番、宮野議員からのご質問にお答えいたします。

近隣の温泉施設の値上げ等の状況というご質問でございます。大多摩観光連盟の 6 市町

村で構成する温泉協議会での情報でございますが、他の温泉施設では、現時点では料金の改定は予定していないという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

社会情勢を鑑みると、値上げはやむを得ないのかなと思いますけれども、町民割引はどのようになるのかということと、あと、障害者割引のとき、手帳の提示は必要かと思うんですけど、そういう周知はされるのでしょうか。2点お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田議員からのご質問にお答えいたします。

まず1点目が町民割引がどのようになるのかという状況でございます。本条例のほう、議案のほうをご決定いただきました後に、町と指定管理者との協議になる状況でございますが、現時点で指定管理者側からの検討状況をお話しさせていただきたいと思います。まず大人と子どもの料金をそれぞれ100円値上げをしたいというお話が来ております。また、町民、障害者、超過料金、足湯の料金については、値上げはしないということで考えております。また、値上げの時期につきましても、年末年始、ゴールデンウィーク、8月、11月の観光シーズンのみの値上げとしたいということをお話を伺っておりますが、本議案をご決定いただきました後にまた町と指定管理者とで協議をして決定をしていきたいと思っております。

また、次の2点目の障害者の方の手帳等の提示ということでございますが、こちらにつきましては、今現状も入り口の看板のところに提示のほうをお願いしたいと、ホームページでも周知は「もえぎの湯」ホームページでしておりますので、引き続き、提示のほうはお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） 本当に大好きなんです。この1,000円というのは非常に高いような気もするんですけども、施設の改良なんかする予定があるんですか。充実するような予定があるのか、教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、小山議員からのご質問にお答えします。

今回1,000円とさせていただいたところですが、先程ご説明をさせていただきます

したとおり、1,000 円というのは上限額ということで規定をさせていただいて、町と指定管理者で協議を進めて、基本的には料金を決めていくということで、先程相田議員からのご質問にもお答えいたしました。今のところは 100 円の値上げということで考えているという状況でございますので、800 円から 900 円という検討をしたいと思っております。

また、施設の改良の予定ということでございますが、令和 3 年度にもえぎの湯への建物の維持調査ということで長寿命化の調査のほうをにかけております。こちらに基づきまして、今年度から予算の範囲内ではございますが、数年かけて改修のほうを計画をしていきたいと考えております。

何分、施設建設から相当数の年数が経っておりまして、また、水を扱う施設ということもございますので、建物、設備等も含めて経年劣化が進んでいるという状況でございますので、利用者が安全にご利用いただけるように改修のほうは計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 38 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 38 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 38 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 38 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 13 議案第 39 号 南平熊沢線道路新設工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 39 号 南平熊沢線道路新設工事請負

契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、南平熊沢線道路新設工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、8,833 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都千代田区神田錦町 1 丁目 13 番 6 号、矢田工業株式会社東京支店、支店長、中神健治氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る 4 月 28 日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6 月 13 日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、議案第 39 号の工事概要につきましてご説明申し上げます。タブレットの 3 ページをお開き願います。工事概要でございます。

工事件名は、南平熊沢線道路新設工事でございます。

工事場所につきましては、奥多摩町大丹波 110 番 2 先でございます。

工期につきましては、令和 5 年 3 月 27 日まででございます。

本工事は、大丹波地内南平町道南平熊沢線の延伸整備計画に基づきまして、東京都建設局所管の市町村土木補助事業、補助率 2 分の 1 の活用により、大丹波川を横断する橋梁の架設工事を実施するものでございます。

それでは、工事概要についてご説明申し上げます。橋梁の架設でございますが、橋長が 35.5m、幅員は 4.75m で、橋梁形式は、単純非合成鈹桁橋という形式でございます。

次に、桁製作工でございますが、橋梁の製作加工を工場で行うもので、鋼材の総重量は 54.48t でございます。

材質は、J I S 規格の耐候性鋼板で、厚み 16 mm から 40 mm の材料を加工し、橋梁製品を製作するものでございます。

次に、工場塗装工でございますが、製作した橋梁部材の塗装を工場で行うもので、塗装

面積は 113 m²でございます。塗装は、3層塗装の仕様で、下塗り塗装、中塗り塗装、上塗り塗装の3工程を行うものでございます。

次に、工場製品輸送工でございますが、製作工場から架設現場へ橋梁製品の輸送を行うもので、大型トラックによる輸送重量につきましては、加工重量と同様の 54.481tでございます。

次に、現場架設工でございますが、主要部材 46.336tの架設を現場で行うもので、その他 8.145tの材料につきましては、橋梁の伸縮を吸収する伸縮装置や支承装置、また、各部材の接合に要する高力ボルト、高欄等の材料でございます。本締工は、各部材の接合で、直径 22 mmのトルシア型高力ボルト 3,384 本の本締めを行うものでございます。支承設置工につきましては、温度変化等による橋梁の伸縮や動きを吸収し、橋梁の荷重を橋台に伝達する部材を設置するもので、右岸側に3基、左岸側に4基、計7基を設置するものでございます。

次のページをお開き願います。案内図でございます。工事場所は、大丹波国際釣場管理棟の下流となります。

次のページをお開き願います。橋梁一般図でございます。図面左側の上段は、縦断図で、上流側から見た側面となります。右が大丹波側、左が熊沢側となり、着色部分が鋼製橋梁を示してございます。橋梁両端の高低差が 1.1mで、大丹波側が高くなる予定でございます。また、大丹波川の河床から鋼製桁までの高さはおよそ 12mの高さとなる予定でございます。下段の図面は平面図で、着色部分が工事対象の橋梁を示しております。同様に右側が大丹波側で、左側が熊沢側の位置関係でございます。

次のページをお開き願います。構造一般図でございます。着色部分の橋梁を構成する主要部材は、図面右側の断面図のとおり、高さ 1.8mの主桁3本の構造で構成されておりますが、平面図、左側、熊沢側の橋梁前面につきましては、カーブ曲線の影響により、一部幅員が広がることから、部分的に主桁4本の構造となるものでございます。

次のページをお開き願います。架設計画図でございます。橋梁の架設方法でございますが、自走クレーンベント工法と呼ばれる工法によるもので、現場に搬入されました橋梁製品を地上で仮組みを行い、大丹波川右岸の釣場施設側からクレーン車により、手前からブロックごとに3回に分けて主桁のつり込みと部材の接合を行う工法でございます。図中のグリーンに着色された部分につきましては、ベントと呼ばれる仮受け構台の設備でございます。橋梁架設におきまして、一時、橋体を支持する仮設備のため、工事完了後には撤去されるものでございます。

以上で、議案第 39 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 39 号の質疑を行います。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

この橋が架かることによって、川井側からも釣場のほうに行けるということで、今、グリーンビレッジの先、すごく細い道なんですけども、そこに観光客が押し寄せてくるんじゃないかという周辺住民の方の不安があります。そうした不安に対する対策を講じられているか。道路を広くするとか、注意看板を置くとかそういうことがあるかどうか、お聞きします。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

熊沢側の道の幅員が狭くて、観光客の皆様が訪れたときの心配があるよというお話でございます。熊沢側につきましては町道ではなく林道規格ということになっておりまして、そういった制約の中、幅員が決められている路線ということがございます。

ただ、状況を見ながら、余りにも通過交通が多くなるというようなことで近隣住民の皆さんにご迷惑をおかけするような状況が確認された場合は、注意喚起看板ですとか、そういった施設の設置によりまして、その辺の対応を図っていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても新たな路線ということで、今後確かに交通量は増えてくるのかなということは考えておりますので、状況を見ながら必要な対策を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2 番、森田紀子議員。

○2 番（森田 紀子君） 2 番、森田です。

こちらの入札の落札率を教えてください。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2 番、森田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

入札における落札比率のご質問でございます。こちらにつきましては、ホームページのほうにも掲載しているところではございますが、予定価格に対しまして落札比率のほうは

99.98%というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

道路幅も狭いのも、道路状況が余り平らじゃなかったりとか、大雪のときはとても使えないのかなというふうに分かっているんですが、ただ、バイク並びに自転車、どうしても駅側に自転車置き場がある、駐輪場がありますんで、そこを利用することが多くなると、ちょっとコーナーで見にくい部分だとかいろいろありますんで、そういう安全策のほうをしっかりと取っていただく。もっと言えば、観光客の方はあそこを使わないような規制をしちゃってもいいのかなと思っています。一応そのところも検討していただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 10番、宮野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

熊沢側は、先程のお話のとおり幅員が狭いということと多少高低差があったり、カーブが連続していたりというところがございます。現状でも視距確保のためにカーブミラー等は設置をしているという状況でございますが、自転車、またオートバイ等通行も増えてくるということもございますので、車の対策のみならず、そういった二輪車の対策も今後ミラーの増設等も含めて考えさせていただきたいというふうに思います。

また、現状、川井駅下の熊沢線林道の入口部分に居住者の方以外の車両の通行はご遠慮くださいというようなことで、既に看板を設置しておりますが、今後の動向を見ながら、更に必要ございましたら対策を含めてとっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

入札調書によると、応札者が1社になっていますよね。1社しかいなかったんですかね。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰議員さんのご質問にお答え申し上げます。

入札調書に係る部分ということで、応札業者が1社だったのかというご質問でございます。本案件につきましては、指名業者を規定によりまして8社ということで指名をしております。ただ、実際に入札に応じたのは1社であったということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 39 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 39 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 39 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 39 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 40 号 氷川国際釣場施設改修工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 40 号 氷川国際釣場施設改修工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、氷川国際釣場施設改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、1 億 340 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間藤樹氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る 4 月 28 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6 月 13 日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 40 号の工事概要につきましてご説明させていただきます。タブレットの 3 ページをお願いいたします。工事概要でございます。

工事件名は、氷川国際釣場施設改修工事でございます。

工事場所は、奥多摩町氷川 397 番地 1 でございます。

工期につきましては、令和 5 年 3 月 9 日まででございます。

本工事につきましては、平成 27 年度に策定いたしました内水面漁業基本計画に基づき、平成 29 年度に氷川国際釣場駐車場増設工事として、平成 30 年度に氷川国際釣場バーベキューハウス増設工事として整備を計画しておりましたが、両工事とも入札不調により事業を見送ったものとなり、令和 2 年度に策定いたしました内水面漁業振興計画へ両事業を一体的に整備する計画として改めて計上し、実施するものでございます。

なお、本工事につきましては、東京都の補助金、内水面漁業環境活用施設整備費補助金、補助率 4 分の 3 を活用いたします。

それでは、工事の概要をご説明いたします。施設改修工事一式といたしまして、駐車場整備工事では、178 m²の駐車場の増設を、バーベキューハウス新築工事では、39.6 m²の新築工事を行うもので、その他電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。施工箇所図でございます。施工箇所は、氷川国際釣場となります。

次のページをお願いいたします。駐車場整備工事の平面図でございます。赤く囲った箇所が今回増設する箇所となり、障害者用駐車場 2 台を含む 10 台分の駐車スペースを確保し、駐車可能台数を現在の 17 台から 27 台とするものでございます。また、併せて駐車場全体の舗装工事を行います。

次のページをお願いいたします。駐車場整備工事の増設部分の平面詳細図でございます。上段が駐車場入口側で、下段が駐車場奥側となります。駐車スペースの中央やや上部に点線で示しております既設石積天端ラインが現在の駐車場の端の部分に当たり、そこから約 4 m 程度管理棟側に張り出す形で駐車スペースを確保するものでございます。

次のページをお願いいたします。バーベキューハウス新築工事の平面図となります。赤く囲った箇所が今回バーベキューハウスを新築する箇所となり、4 人用のバーベキュー

ペース4か所と調理台2台、2層式シンクの流し台2台を整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。バーベキューハウスの立面図となります。左側上段が南側の川側から、左側下段が北側の山側から表した立面図でございます。右側上段が東側、管理棟側から、右側下段が西側の日原川上流側から表した立面図となります。

なお、柱、梁、桁などの部材は、スギ、ヒノキなどの木材を使用し、屋根はガルバリウム鋼板を使用いたします。

以上で、議案第40号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第40号の質疑を行います。質疑ありませんか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

今回、駐車場の増設とバーベキューハウスの新築ということでございますけれども、バーベキューハウスの新築のほうの場所が全体的な位置からするとどこ辺りなのか、ちょっとよく分からなかったもので、位置を教えていただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田議員からのご質問にお答えいたします。

今回、新築するバーベキューハウスの位置関係のご質問でございます。恐れ入りますが、タブレットの7ページをお開きいただければと思います。こちらに平面図を示させていただいております。先程ご説明いたしました赤く囲った部分が今回新しくバーベキューハウス設置する箇所ですが、右側に2つ既存のバーベキューハウス、施設がございます。その右側が管理棟側になります。管理棟を下りて既存のバーベキューハウス、ここに示している2つの箇所ですが、その奥に現在スペースがございますので、そちらのほうに新しくバーベキューハウスのほうを新築するような形になります。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第40号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第40号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第40号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長(高橋 邦男君) 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15 議案第41号 ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第41号 ポンプ自動車購入契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が700万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、ポンプ自動車購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、2,277万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都八王子市中野上町2丁目31番1号、日本機械工業株式会社本社営業部、部長、山下康弘氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照をいただきたいと思います。

本請負契約につきましては、去る5月31日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6月13日が本契約となります。

事業概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 41 号 ポンプ自動車購入契約の概要につきましてご説明させていただきます。タブレット入札調書の次の 3 ページをお開きください。ポンプ自動車購入の仕様書でございます。この仕様書に基づきましてご説明させていただきます。

次の 4 ページをお開きください。第 1 総則ですが、1 として、この仕様書は、町が購入する消防ポンプ自動車のシャーシ、艀装などについて定めることとしております。

2 では、車両は、消防用シャーシにポンプ装置、消防器具等を積載し、機動性、耐久性を高めた走行安定性の良い緊急車両で、運転操作、点検整備が安易な構造であること。

4 では、車両は、仕様書に定める項目に適合し、道路運送車両法に適合し、承認を得られるものでなければならないことを規定しております。

次に、第 4 の納入期限は、令和 5 年 3 月 15 日とし、第 5 は、使用シャーシ、消防専用シャーシを、第 6 車両の諸元ですが、1、種類は、総務省消防庁標準規格消防ポンプ自動車用シャーシとして消防検定協会規格適合品の車両とするものでございます。

次の 5 ページをご覧ください。完成車両の寸法ですが、6、全長が 5 m65 cm 以下、7、幅が 1 m90 cm 以下、8、高さは 2 m70 cm 以下、9、車両総重量は 5 t 未満、10、乗車定員は 6 人となります。

次に、6 ページをご覧ください。第 10 の動力伝導装置、第 11 艀装についてから、5 ページお進みいただき、11 ページの第 23 その他までは性能仕様等でございますので、説明は省略させていただきます。

また、12 ページ、13 ページには参考といたしまして、車両のポンプ自動車の艀装図、購入予定と同型である消防ポンプ自動車の正面及び側面等の写真を添付してございます。

総括資料につきましては以上でございますが、この消防ポンプ自動車の配属先は、第 1 分団を予定しております。

なお、同分団の現有ポンプ自動車にありましては、平成 14 年 12 月の配属車両となっております。消防ポンプ自動車のポンプの耐用年数は 17 年が基準となっていることから、ここで更新をするものでございます。

また、ポンプ自動車の更新につきましては、今後、この車両と同様に、概ね 18 年を経過する車両から順次更新を進める予定でございます。

以上で、議案第 41 号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 41 号の質疑を行います。12 番、原島幸次議員。

○12 番（原島 幸次君） 12 番、原島でございます。

1 点お聞きしたいんですが、この消防車については中型免許でなきゃ駄目なのかどうか。中型免許の場合、普通免許を取った場合、中型が乗れないんですが、町としてはその辺の対応をどう考えているのか。逆に中型免許を持っていなくて詰所へ火事の時駆け付けても消防車が運転出来ないという状況も出てくるというようなことも全国的にいろいろ言われております。奥多摩町の対策として、或いは対応としてどのようなことをお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 12 番、原島議員さんのご質問にお答えいたします。

ポンプ自動車につきましては中型免許では運転が出来ない状況となっております。そのことから準中型免許に免許は改正されておまして、現在ですけれども、消防団においては 5 名の方が準中型免許の対象となっております。既に昨年度 1 名の方が準中型免許を取得したという現状でございます。

準中型免許につきましては補助制度がございますので、その補助を活用していただければと思います。金額的には 20 万を超える取得費用となっておりますけれども、23 万 2,000 円ぐらいの補助となっておりますので、ご理解いただければと思います。

今後も引き続き 4 年度も補助事業は継続してございますので、消防団については、準中型免許の取得につきまして周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。5 番、木村圭議員。

○5 番（木村 圭君） 5 番、木村です。

今の説明でちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが。準中型と中型、或いは人数が 5 人というと、1 分団で 5 人なんですか。全体で 5 人なんですか。その辺を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 失礼いたしました。1 分団から 6 分団プラス本部分団でございます。消防団全員として準中型の対象は 5 名という、現在そこで把握をしております。

○議長（高橋 邦男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。12 番、原島幸次議

員。

○12 番（原島 幸次君） すみません、もう一点お聞きしたいんですが、この消防自動車、18 年で一応区切りだということなんですが、km 数的には乗っていないでもったいない面もあるんですが、これは町独自の車両規制でやっているのか、或いは東京消防庁、或いは自治省消防庁、その辺の規定に合わせて 18 年という期限でやっているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 12 番、原島議員さんのご質問にお答えいたします。

この 18 年、車両は 18 年ですけれども、車両の中にポンプがございます。ポンプの部分がメーカー保証では、メーカーで部品が揃えられるのは 15 年と言っているんですけれども、町につきましては 2 年延ばして 17 年という基準としております。車両については 18 年が更新ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 10 番、宮野亨議員。

○10 番（宮野 亨君） 10 番ですが、宮野でございます。

ちょっと変な質問になっちゃいますけど、普通、車は下取りなんていうのはあるんですけど、こういう車両についてはあるのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 仕様の中ですと、下取りの部分、廃車の車両ということでタブレットですと 6 ページがございます。下取りにつきましては、納入業者が下取りを行うことと仕様書に規定してございますけれども、実際には価格はつきませんということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 41 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 41 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 41 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 41 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 16 議案第 42 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 42 号をご覧ください。議案第 42 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所でございます。東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 471 番地の 3。氏名、山宮敏夫。生年月日、昭和 25 年 2 月 10 日生まれでございます。

理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員、山宮敏夫氏が令和 4 年 6 月 19 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして、同山宮敏夫氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

山宮敏夫氏の学歴、職歴等につきましては、次の 2 ページの略歴書のとおりでございますが、公職歴では、平成 28 年 6 月 20 日から固定資産評価審査委員会委員を務められており、委員としての経験も豊富で、固定資産評価審査委員会委員として適任でございますので、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、山宮敏夫氏からは、過日ご内諾をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案のご説明といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 42 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(高橋 邦男君) 只今の出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、3番、相田恵美子議員、4番、小山辰美議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(高橋 邦男君) 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

日程第16議案第42号 山宮敏夫君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。3番、相田恵美子議員、4番、小山辰美議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(高橋 邦男君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票中、賛成票11票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、山宮敏夫君を奥多摩町固定資産評価審査

委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 17 議案第 43 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

[副町長 井上 永一君 登壇]

○副町長（井上 永一君） 議案第 43 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,666 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 2,666 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち、国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増に伴い、684 万 8,000 円を追加、国庫補助金は、住民税非課税世帯等特別給付金事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの増に伴い、3,031 万 8,000 円を追加し、国庫支出金の計を 2 億 7,637 万 7,000 円に、都支出金のうち、都補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金などの増に伴い、262 万 4,000 円を追加、都委託金は 7 万 3,000 円を追加し、都支出金の計を 26 億 4,982 万円に、繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金繰入金の増に伴い、680 万円を追加し、繰入金の計を 5 億 2,720 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、4,666 万 3,000 円を追加し、歳入の合計額を 69 億 2,666 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、生活館改修費等補助金の増などに伴い、150 万円を追加、戸籍住民基本台帳費は、会計年度任用職員を任用したことによる人件費の増に伴い、299 万 1,000 円を追加、選挙費は 7 万 3,000 円を追加し、総務費の計を 10 億 3,354 万 9,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の増などに伴い、1,086 万 1,000 円を追加、児童福祉費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の増に伴い、410 万円を追加し、民生費の計を 11 億 4,180 万 7,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、接種予約等事務委託の増などに

に伴い、2,549万円を追加し、衛生費の計を6億5,567万3,000円に、農林水産業費は、林業費及び水産業費共に節内の予算組替えによるもので、増減はなく、農林水産業費の計は10億2,343万6,000円、商工費は、観光費で、観光パンフレットの印刷製本費の増に伴い、154万円を追加し、商工費の計を3億8,398万2,000円に、土木費は、道路橋梁費で、節内の予算組替えによるもので、増減はなく、土木費の計は12億6,557万8,000円、予備費は、予算調整により、10万8,000円を追加し、予備費の計を2,165万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の4,666万3,000円を追加し、歳出の合計額を69億2,666万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いします。

それでは、議案第43号について各課長から順次所管の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） それでは、議案第43号 令和4年度奥多摩町一般会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明いたします。補正予算書の6ページをご覧ください。

歳入でございます。

款14 国庫支出金、項01 国庫負担金、目02 衛生費国庫負担金では、節01 保健衛生費負担金において説明欄記載の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金684万8,000円の増額は、4回目のワクチン接種の追加交付分となります。

次に、項02 国庫補助金、目02 民生費国庫補助金では、節01 社会福祉費補助金において説明欄記載の住民税非課税世帯等特別給付金における事業費補助金を1,000万円及び事務費補助金を7万6,000円それぞれ増額するもので、次の節02 児童福祉費補助金において説明欄記載の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金410万円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費に充当するため、新たに計上するものです。

目03 衛生費国庫補助金では、節01 保健衛生費補助金において説明欄記載の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,614万2,000円の増額は、国庫負担金同様、4回目ワクチン接種の追加交付分となります。

次に、款15 都支出金です。項02 都補助金、目02 民生費都補助金では、節01 社会福祉費補助金において説明欄記載の人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金12万4,000

円の増額は、この4月に開設したシニア筋トレルーム「にっ古里」における追加の諸経費のうち、補助率3分の2相当額を計上するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

次に、目03 衛生費都補助金では、節01 保健衛生費補助金において説明欄記載の新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金は、当初予算編成後、東京都が当該事業の継続を示したことから、町独自のPCR検査費用などの経費を補助率10分の10で250万円を新たに計上するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項03 都委託金、目01 総務費委託金7万3,000円の増額は、節05 選挙費委託金で、説明欄記載の参議院議員選挙委託金を増額するもので、詳細は歳出予算にて説明となりますが、人件費を精査したものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7ページをご覧ください。款18 繰入金です。項02 基金繰入金、目01 財政調整基金繰入金680万円の増は、財源調整のために財政調整基金から当該金額を繰り入れるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） タブレット補正予算書8ページからは歳出予算に入りますが、その前に、人件費につきまして総括的にご説明させていただきます。大変恐縮ですが、人件費として各課の事業費の補正予算書のうち、節01 報酬、節02 給料、節03 職員手当等及び節04 共済費に関わる議員報酬、特別職、一般職職員、会計年度任用職員につきまして、この給与費明細書でご説明させていただきますので、この後、各課の事業予算の説明内訳からは省略させていただく部分もございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、タブレットの補正予算書14ページ、給与費明細書をご覧ください。14ページは、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄でご説明させていただきます。職員数のその他の部分では、1人の減員及び次の給与費で、その他の報酬7万3,000円の増額は、参議院議員選挙事務に関わる投票区の統廃合及び期日前投票期間の前倒しに伴い、期間が延長となる予定でございますので、投票管理者及び投票立会人等の報酬の精査を行ったものでございます。4つ飛ばして給与費計、1つ飛ばして合計につきましても同額の7万3,000円を増額するものでございます。

次に、15ページをご覧ください。2、一般職、（1）総括でございますが、内訳といたしまして、次の16ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員と、次の17ページのイ、会計年度任用職員の総括となりますので、はじめに恐れ入りますが、16ページのア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員から説明をさせていただきます。上から3行

目の比較の欄ですが、職員数の変更はございません。次に、給与費で、職員手当 354 万円の増額は、超過勤務手当を計上するもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で超過勤務手当を増額するもので、内訳として、民生費、児童福祉費において子育て世帯生活支援特別給付金事業費で 54 万円と衛生費、保健衛生費において新型コロナウイルスワクチン接種事業費で 300 万円を計上するものでございます。上段にお戻りいただき、給与費計、1つ飛ばして合計につきましても同額の 354 万円を増額するものでございます。

次に、17 ページをご覧ください。イ、会計年度任用職員でございます。上から 3 行目の比較の欄でございます。職員数のカッコ内は、パートタイム会計年度任用職員、下段は、フルタイム会計年度任用職員を示し、カッコ内のパートタイム会計年度任用職員の 2 人の減員は、当初予算におきまして農林水産業費で地域おこし協力隊員の人数を計上していましたが、フルタイム会計年度任用職員に組替え、また、戸籍住民基本台帳事業費でフルタイム会計年度任用職員を任用したことから、パートタイム会計年度任用職員を 2 人減員、フルタイム会計年度任用職員を 3 人増員するものでございます。次の給与費の報酬 41 万円の減額は、内訳として、新型コロナウイルスワクチン接種従事者の報酬を 458 万 2,000 円増額し、地域おこし協力隊員の報酬を組み替えることから 499 万 2,000 円を減額するものでございます。次の給料 703 万 7,000 円の増額は、内訳として、フルタイム会計年度任用職員 3 人分を計上するものでございます。次の職員手当 79 万 2,000 円の増額は、フルタイム会計年度任用職員 3 人分及びパートタイム会計年度任用職員 1 人分を計上するもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で地域手当 16 万 4,000 円の増額、1つ飛ばして通勤手当 3 万 6,000 円の増額は、フルタイム会計年度任用職員 1 人分の手当を計上し、期末手当 59 万 2,000 円の増額は、内訳として、フルタイム会計年度任用職員では、戸籍住民台帳費で 1 名分を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる事務従事者 1 名分を増額し、地域おこし協力隊員 2 名分の予算組替えを行うもので、上段にお戻りいただき、給与費計では 741 万 9,000 円の増額となり、隣の共済費 30 万 4,000 円の増額は、年間所要額を見込み、合計では 772 万 3,000 円を増額するものでございます。

最後に、タブレット 15 ページにお戻りいただき、2、一般職、(1) 総括をご覧ください。只今ご説明いたしましたア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員とイ、会計年度任用職員の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみご説明させていただきます。上から 3 行目の比較の欄でございます。職員数でカッコ内は、パートタイム会計年度任用職員 2 人の減員、フルタイム会計年度任用職員 3 人の増員でございます。次の給与費で報酬は 41 万円の減額、次の給料は 703 万 7,000 円の増額、次の職員手当は 433 万 2,000 円の増

額となり、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、地域手当は16万4,000円の増額、2つ飛ばして超過勤務手当は354万円の増額、次の通勤手当は3万6,000円の増額、下段に移り、期末勤勉手当は59万2,000円の増額となるもので、上段にお戻りいただき、給与費計では1,095万9,000円の増額となり、隣の共済費は30万4,000円の増額、合計では1,126万3,000円となる見込みでございます。

以上で、人件費の総括説明を終わらせていただきます。

タブレット補正予算書8ページにお戻りください。歳出に入ります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8ページでございます。款02総務費です。項01総務管理費、目09地域振興費、事業番号(01)コミュニティ施設管理費150万円の増は、節18負担金・補助及び交付金の説明欄でございます生活館改修費等補助金を増額するものですが、自治会からの補助申請が当初予算額を上回る見通しとなったため、増額させていただくものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項03戸籍住民基本台帳費、目01、事業(01)戸籍住民基本台帳費299万1,000円の増額は、総合窓口係の職員1名減員に伴い、今年度新たに会計年度任用職員を配置したことによるもので、節02から節04についてそれぞれ説明欄記載のとおり皆増するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項04選挙費、目03、事業(01)参議院議員選挙費は、7万3,000円の増額となります。内訳として、給与費明細書でご説明いたしました7月10日執行予定の参議院議員選挙におきまして投票区の統廃合、選挙期間の前倒し日程に伴う期日前投票期間の延長に伴い、投票管理者及び投票立会人等に関わる委員等報酬を精査したものでございます。

以上で、款02総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（大串 清文君） 9ページをご覧ください。次に、款03民生費です。項01社会福祉費、目01社会福祉総務費、事業番号(12)成年後見制度利用支援事業費では、節18負担金・補助及び交付金を59万8,000円増額するもので、これは、後見人等報酬等補助金として家庭裁判所の審判に基づき、過去2年間にわたり遡及した後見報酬額を補助するものです。

事業番号(18)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費では、前年度令和3年度に続き、国の更なる緊急対策を受け、令和4年度における住民税非課税世帯等のうち、令和3年度未受給世帯等に対する1世帯当たり10万円の給付金について、対象世帯を100世帯と見込み、その給付に係る費用を事務費含め、節10需用費から節18負担金・補助及び交付

金まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 1,007 万 6,000 円を増額するものです。

次に、目 02 老人福祉費、事業番号 (24) 筋力向上トレーニング施設事業費では、4月に開設したシニア筋トレルーム「にっ古里」の利用者は、5月末現在 78 名、延べ 275 名で、ほぼ定員に近い状況であり、利用者見込み増に係る追加費用を節 10 需用費及び節 13 使用料及び賃借料を説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 18 万 7,000 円を増額するもので、そのうち駐車場賃借料は、施設使用時は公共機関での来所を案内しておりますが、古里地区内の町施設等に駐車し、来所される状況を受け、近隣の民間駐車場を借り受けることとし、一方、AED使用料は、万一の体調不良時に備え、当初持ち込んでいたAEDを常備するため、リースに係る費用をそれぞれ新たに計上するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、10 ページをご覧ください。事業番号 (08) 子育て世帯生活支援特別給付金事業費では、前年度令和 3 年度に続き、国の更なる緊急対策を受け、令和 4 年 4 月分の児童手当等を受給され、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税世帯等の児童 1 人当たり 5 万円の給付金について対象児童を 70 名と見込み、その給付に係る費用を事務費含め、節 03 職員手当等から節 18 負担金・補助及び交付金まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 410 万円を新たに計上するものです。

以上で、民生費の説明を終わります。

次に、款 04 衛生費となります。項 01 保健衛生費、目 02 予防費、事業番号 (02) 感染症予防対策事業費では、節 10 需用費は、消耗品としてワクチン接種後も感染予防対策を継続し、徹底するよう周知啓発を図る市販のリーフレットを全戸配布するため 50 万円を、節 12 委託料は、町独自のPCR検査体制を確保し、感染拡大防止を図るため、保健所が濃厚接触者と特定せず、行政検査の対象とならないものに対し、幅広くPCR検査を継続して実施する費用として 200 万円をそれぞれ新たに計上し、合計 250 万円を増額するものです。

事業番号 (15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、当町における 4 回目ワクチン接種に係る費用を昨年の初回接種、本年 1 月以降の 3 回目接種と同様に、節 01 報酬から、11 ページをご覧ください。節 12 委託料まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 2,299 万円を増額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 06 農林水産業費でございます。項 02 林業費、目 04 林道治山費は、予算の増減はございませんが、事業 (02) 都補助林道開設事業費におきまして節 14 工事請負費に計上しております西川線林道立木伐採工事 200 万円につきまして、内容の精査により、節 12 委託料で西川線林道立木伐採委託 200 万円の計上に予算科目の組替えを行うものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、項 03 水産業費です。12 ページをお願いいたします。事業（01）水産業総務費で、予算の増減はございませんが、地域おこし協力隊の雇用形態をパートタイムからフルタイムへ変更したことによる科目の組替えを行うものと、隊員が町所有の住宅へ居住したため、当初予算で計上していた節 18 負担金・補助及び交付金の家賃等補助金 36 万円を皆減し、研修旅費など必要な予算へ振り分けたものでございます。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費 154 万円の増額は、節 10 需用費で、町総合観光パンフレットの在庫が少なくなり、日本語版パンフレットを増刷するため、印刷製本費を 154 万円増額するものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、13 ページをお開き願います。款 08 土木費でございます。項 02 道路橋梁費、目 02 道路新設改良費は、予算の増減はございませんが、事業（01）都補助道路新設改良事業費におきまして節 14 工事請負費に計上してございます川井神塚東線立木伐採工事 700 万円につきまして内容の精査により、節 12 委託料で川井神塚東線立木伐採委託 700 万円の計上に予算科目の組替えを行うものです。

次の款 14 予備費 10 万 8,000 円の増額は、歳入歳出の調整によるものです。

以上をもちまして、議案第 43 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 43 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 10 分から再開いたします。

午後 1 時 55 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 43 号の質疑を行います。質疑は、歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありますか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

9 ページ、款 03 民生費、項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業 (12) 成年後見制度利用支援事業費の説明のところの成年後見制度利用支援事業補助金とありますけど、これ何人ぐらいの方がこの事業を利用されているのか、差し支えない程度教えていただければと思います。

同じページの目 02 老人福祉費のところの説明の筋力向上トレーニング施設事業費、大変大盛況のようで、私もよく住民の方から聞かれるんですけども、今後、送迎をするということはお考えではないのかなということをお伺いしたいと思います。

以上 2 点です。お願いいたします。

○議長 (高橋 邦男君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長 (大串 清文君) 3 番、相田議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、9 ページ、民生費の中の (12) 成年後見制度利用支援事業費の利用者についてのご質問でございました。直近でございますけれども、平成 30 年度で 1 名、ここで今回の令和 4 年度で 1 名という状況でございます。

2 点目の同じページ、老人福祉費の中の筋力向上トレーニング施設事業費に関連しまして送迎についてご質問がございました。まず、この古里の筋トレルーム「にっ古里」につきましては、元気な高齢者の方、基本的には公共交通機関等を利用してご移動ができる方という形でご案内をさせていただいております。ただ、やはり自家用車でご移動される方もいらっしゃるということで、今回、駐車場の費用等、補正増を提案をさせていただいた状況でございます。

送迎についてでございますけれども、基本、現時点の介護予防の中の事業としましては、福祉会館で行っております筋力トレーニングについては、送迎つきで事業実施をしております。こちらは介護一歩手前の方も利用されているという状況もありますので、制度導入当初から送迎つきという形で対応しておりますので、形態として「にっ古里」については基本的には元気な高齢者の方ということと、福祉会館については介護一歩手前の方ということで送迎つきで行っているところでございます。

ただ、この 2 か月の利用状況見まして、一方で福祉会館の筋トレルームの利用状況を踏まえて、福祉会館の事業も含めて見直しが必要ではないかということで、福祉保健課の中で検討をはじめているところでございます。

実際、来年度、介護保険の改訂年度でございますのと、令和 6 年度には国は健康づくりと介護予防の一体化という形で打ち出しておりますので、それを見据えて、筋トレ含め、全ての介護事業について一度精査をして、より良く改善をしたいというふうに考えており

ますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） わかりました。ありがとうございます。

住民の方からは、福祉会館のほうは送迎があるのに、古里はないのは不公平ではないかということも聞いておりますので、形態について住民の方に理解していただきたいというのはちょっと無理なのかなというところもあって、元気な高齢者のための「にっ古里」なんだということについては周知不足なのかなと。「行きたいけれど、歩いて行けないし、駅までも遠いし、送迎があるといいよね、福祉会館はあるんでしょう」というようなことも、つい先日、そういうご意見もありましたので、その周知の仕方がもうちょっと広くあればいいのかなと思いましたが、どうでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員から再質問ございました。筋トレルームの送迎の対応についての周知の方法でございますけれども、議員ご指摘のとおり、福祉保健課としまして再度広報等を通じて「にっ古里」の利用形態と、あと福祉会館での筋トレルームの利用形態について周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 小峰です。

11ページの農林水産業の林業治山費の都補助林道開設事業の12番と14番、請負にあったものをなぜ委託にしなきゃいけないかということをちょっと教えていただけますか。

それと同じのが13ページにもあるんですよね。13の700万と700万。川井神塚東線立木伐採工事減で、委託が増。この2点ちょっと理由をお聞かせいただきたい。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8番、小峰議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今回工事費に計上させていただいておりました予算を委託費のほうに予算の組替えということで先程お話をさせていただきました。

内容につきましては、立木の伐採ということで、当初工事費に予算を計上したんですが、工事の定義としましては、やはり構造物の築造、または土地の形状変更等といったものが工事の定義に当たるのかなと考えております。

そうして考えますと、立木の伐採、木を切るだけの仕事ということになりますと、工事請負費にはなじまないのであろうという考えを持ちまして、今回、補正で業務委託という

ことで、契約については当然契約を交わすんですけれども、予算科目の整理をさせていただいたところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 工事でなくすると、委託ならば入札とかそういうことが省けるという考えですかね。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 業務委託につきましても指名業者の指名を行いまして、入札で契約相手を選考するという考えでございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） ページで行きますと、10ページ、11ページにかけてなんですけど、保健衛生費、コロナウイルスワクチンについてちょっと伺いたいですけれども、全国の報道では、保存状態、冷蔵庫等の不良で廃棄される、廃棄されたこのワクチンが数多く報道で聞かれました。奥多摩町において廃棄されたワクチンというのはあるのでしょうか。あればその量と理由をお聞かせください。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 4番、小山議員からワクチン接種に関わりワクチンの廃棄についてご質問をお受けいたしました。町においては、超低温の冷凍庫を奥多摩病院内に配置をしております。現在奥多摩町で扱っておりますワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製2種類でございますが、町で管理しているワクチンについては、これまで廃棄はございません。万一の停電の際には、非常電源も備えておりますので、今後も引き続き適正に管理を進めてまいります。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

先程の「にっ古里」について再度お伺いさせていただきたいんですが、民間の駐車場をご利用させていただくということですが、その場所を教えてくださいませんか。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、森田議員から、筋トレルームに係り駐車場の場所についてご質問をお受けいたしました。場所でございますけれども、西東京農協がございますけれども、国道を挟んでその対面、ちょうど西東京バスのバス停がございますけれ

ども、その民間の個人の駐車場を2台分借り受ける予定でございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

10 ページの衛生費のPCR検査業務委託で、町独自のPCR検査の費用を計上して下さっているということで非常にありがたいと思います。保健所で言われなくてもできるということですが、どういう方が、どういう順序、手順でできるのか。あと、費用は全くかからないのかというところをお聞きしたいです。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 6番、大澤議員より、感染症対策に係りPCR検査についてご質問をお受けいたしました。まず、対象でございますけれども、こちらこれまで前年度も同様に体制を確保しているところでございますが、基本的には町内の事業所で、福祉、観光等含めてですけれども、保健所が濃厚接触に特定せず、行政検査の対象にならない方で、ただ、濃厚接触に近い状況で感染の不安があるというようなところを町として把握した際に検査を行っているところでございます。

費用につきましては、全てこの都の補助金を活用しまして、個人負担は求めているところでございます。

ただ、事業所の内容で、これまでの例の中で、町外での行動歴等で、従業員の方、ご家族含めて事業所内での感染拡大までではないかというところで、更に町内に2次感染の可能性はないのではないかという場合には、一部半額費用を求めた事例は、前年度まででございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 同じく10ページの新型コロナワクチンの接種の4回目も予定しているということですが、毎回町の職員さんが多く手伝っていただいて、土曜と日曜日、割り振っているんですけど、もちろん手当でいろいろ出しますけど、ありがたい反面、プライベートの土日の時間も使うわけで、納得されてやっているのか。お願いしてやっているのか。職員の方も大変だなと思ひまして、例えばほかに依頼するとか、そういうことは考えないのかなと思ひましてお伺いしたいと思ひます。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 7番、澤本議員から、衛生費の中、新型コロナウィルスワクチン接種事業について、その体制についてご質問をお受けしたところでございます

が、本件につきましては、5番、木村議員から一般質問で、ワクチン接種の体制について一般質問をお受けしておりますので、詳細は、一般質問の町長からのご答弁で申し述べさせていただきますと存じます。

ただ、町としましては、これまで同様に、住民の皆様が安心して接種できるような形で4回目接種を準備を進めてまいり所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

12ページの款06農林水産業費の地域おこし協力隊のことについてちょっとお伺いしたいんですけど、数か月が過ぎましたけれども、先程パートさんからフルタイムに変更になったというお話でしたけど、今、協力隊の方の活動といたしますか、生活といたしますか、どのような形で進んでいるのか、教えていただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

12ページの事業(01)水産業総務費、この中の地域おこし協力隊関連の予算に絡めて協力隊の現在の活動状況というご質問でございます。地域おこし協力隊につきましては、令和4年3月に採用いたしまして、採用後、3月7日から4月8日までの1か月間、こちらにつきましては、東京都さかな養殖センターに基本的な飼育技術やヤマメの廃魚を活用する加工作業などの研修に参加をいただきました。研修終わりました4月9日からは、小河内漁業協同組合の三沢池におきまして、池の清掃や養殖管理など、実際の漁協の業務に当たっております。また、ゴールデンウィークには、峰谷川溪流釣場の業務サポートも行っている状況でございます。

なお、観光産業課農林水産係の担当職員と現在週1回の打合せを行っておりますので、業務の内容確認や情報交換を行いながら業務に当たっているという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 10ページです。款03民生費、項01児童福祉費、目01児童福祉総務費、(03)子育て世帯生活支援特別給付金事業費の中の18負担金・補助及び交付金なんですけど、いつごろ給付されるか、教えていただけたらと思います。

それと、関連して住民税非課税世帯の給付金に関しても教えてください。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、森田議員からの1点目、子育て世帯生活支援特別給付金の支給の時期についてのご質問にお答えいたします。この子育て世帯についてですけれども、国が積極支給対象としております児童手当を4月に受給をされており、今年度令和4年度住民税均等割非課税世帯については6月27日を予定をしております。こちらは特に申請手続が必要なく、確認書を送付いたしまして、拒否の申し出がない方にはもうそのまま児童手当の指定口座に振り込みを行うものでございます。

それに関連しまして、9ページの住民税非課税世帯臨時特別給付金について、同様に支給時期ということでご質問を2点目お受けしたところでございますが、こちら申請手続が必要になりますけれども、本日、補正予算ご決定いただいた後、来週早々に、こちらは申請手続が必要になりますので、申請書を送付しまして、来週中に返信をいただいた方については、子育て世帯と同様に6月27日を初回の振り込みを予定しているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、8ページ、款02総務費の目の事業(01)コミュニティ施設管理費の説明のところの生活館改修費等補助金増のところなんですけど、これどちらの生活館になるんですかね。教えていただきたい。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからご質問いただきました8ページの総務費、一番上段ですけれども、コミュニティ施設管理費150万円の増額の部分、質問の内容といたしましては、どこの生活館かというようなお話でございます。こちらの改修費等の補助金、当初予算で100万円予算措置をさせていただいております。自治会から要望等が上がってきたものに対して町のほうが8割補助というような形で行っているものでございます。現状、ご要望いただいているところが丹三郎の自治会さん、それから大丹波自治会さん、大氷川自治会さん、川井自治会さんということで、今のところ4自治会さんというところでございます。当初100万円というところなんですけども、今、4自治会の合計を合わせると200万円ほどに達してしまっているというところで、ここで補正をさせていただきたいというお話でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 43 号の質疑を終結します。

次に、議案第 43 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 43 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 43 号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

次の本会議の予定は、6月16日となっておりますので、明日6月11日から15日までの5日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日6月11日から15日までの5日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、6月16日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員